

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年2月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100030 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100078 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、30 万円を 34 万円に訂正する。

平成 29 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日まで
給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便の厚生年金保険料納付額欄に記載された額が相違しているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書によると、請求者は、請求期間において A 社からオンライン記録により確認できる標準報酬月額 30 万円を上回る給与の支給を受け、標準報酬月額 34 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正（標準報酬月額を 30 万円から 34 万円に訂正。）を年金事務所に対し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100257 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100080 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事業本部 (現在は、A 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年 11 月 1 日から同年 9 月 16 日に訂正し、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成元年 9 月及び同年 10 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 9 月及び同年 10 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 9 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成元年に、転勤辞令により C 社 (勤務地: D 市) から A 社 B 事業本部 (勤務地: E 市) へ異動したが、その際の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが請求期間も在籍していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

F 企業年金基金が提出した請求者に係る F 厚生年金基金加入員台帳の記録によると、請求者は、請求期間において正社員として継続して勤務 (平成元年 9 月 16 日に C 社から A 社 B 事業本部に異動) し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 事業本部における平成元年 11 月の厚生年金保険の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日と同日である平成元年 11 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100214 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100079 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 省 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A 省 B 事業所には昭和 34 年 5 月 1 日から勤務しており、そのことは、任用通知書、C 局長の在職証明書で確認できるので、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 省 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、請求期間後の昭和 34 年 6 月 1 日であることが確認でき、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 34 年 6 月 1 日と記録され、訂正された形跡はなく、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者が提出した A 省 B 事業所に係る「任用通知書」及び「在職証明及び退職手当支給等に関する証明書」によると、請求者は、同事業所において昭和 34 年 5 月 1 日から期間雇用非常勤職員（任用予定期間は昭和 34 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで。任期は 1 日。任用予定期間中において、任命権者が別段の措置をしない限り、任用は日々更新される。）として採用されていたことがうかがえるところ、日本年金機構は、前述の任用通知書の記載内容によると、請求者は、厚生年金保険法第 12 条に規定される日々雇い入れられる者として厚生年金保険被保険者の適用除外に該当するものと思われるが、当該規定に該当する者については 1 月を超えた日から厚生年金保険被保険者となるとの規定により、昭和 34 年 6 月 1 日を資格取得日とする手続きがされたものと推測される旨回答している。

さらに、C 局は、請求者が提出した任用通知書から雇用していたことは推定できるが、照合できる資料が存在しないため、確実なことが言えない状況であり、人事記録、賃金台帳、就業規則等の資料は全て廃棄している旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の届出状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 省 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、同事業所に勤務する期間雇用非常勤職員に係る厚生年金保険の加入状況等に関する回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100234 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2100002 号

第 1 結論

昭和 40 年 2 月 10 日から昭和 43 年 9 月 14 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 2 月 10 日から昭和 43 年 9 月 14 日まで

私は、請求期間において、A 社及び B 社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、B 社を退職後に請求期間に係る脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求も受給もした記憶がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る脱退手当金が、昭和 43 年 12 月 23 日に支給されていることが確認でき、その支給額に計算上の誤りはない上、当該支給日は、請求者の B 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後であり、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者から聴取したところ、脱退手当金を請求したことはなく、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。